

市内バス路線の均一運賃エリアの拡大について

協議運賃について

1. 概要

卸売団地線の運行経路の変更に伴い、隣接する均一運賃路線である「夕陽ヶ丘線」との競合区間も増え、路線によって運賃が相違する区間が増えることから、現在の「卸売団地線（郊外線運賃：対キロ区間制運賃）」を市内線の均一運賃に変更し、均一運賃エリアの拡大により統一を図ることを目的とする。

2. 該当路線

- ・「卸売団地線」 市内線 210 円均一運賃へ変更
- ・「温根湯線」 一部区間の運賃変更
- ・「留辺蘂運動公園線」 一部区間の運賃変更
- ・「大正線」 一部区間の運賃変更
- ・「緑陵高校線」 一部区間の運賃変更

3. 実施年月日（予定）

平成 28 年 12 月 1 日（木）

協議運賃の変更内容について

※郊外運賃（対キロ区間制運賃）を均一運賃エリアの拡大により市内線の均一運賃に変更。

① 卸売団地線現行運賃

- ・北見～夕陽ヶ丘7号線（現行均一運賃エリア）
- ・夕陽ヶ丘7号線～（対キロ区間制運賃）を均一運賃エリアに変更
- ・北見～夕陽ヶ丘9号線及び卸売団地 現行230円
変更210円

② 温根湯線・留辺蘂運動公園線現行運賃

- ・北見～三輪（現行均一運賃エリア）
- ・北見～西8号線を均一運賃エリアに変更
- ・北見～西8号線 現行は対キロ区間制運賃で210円のため変更なし
- ・均一運賃エリア拡大のため、三輪～西8号線の運賃は均一運賃の210円となるが、三輪～木工団地の運賃は均一運賃を下回るため調整により210円とする

③ 大正線現行運賃

- ・北見～夕陽ヶ丘7号線（現行均一運賃エリア）
- ・北見～夕陽ヶ丘9号線を均一運賃エリアに変更
- ・北見～夕陽ヶ丘9号線 現行230円
変更210円
- ・均一運賃エリア拡大のため、夕陽ヶ丘7号線～夕陽ヶ丘9号線の運賃は均一運賃の210円となるが、夕陽ヶ丘7号線～斉藤宅前及び大正福祉会館～夕陽ヶ丘8号線の運賃は均一運賃を下回るため調整により210円とする。

④ 緑陵高校線（三輪経由）

- ・北見～三輪（現行均一運賃エリア）
- ・北見～夕陽ヶ丘9号線を均一運賃エリアに変更
- ・北見～夕陽ヶ丘9号線 現行230円
変更210円

- ・中三輪4丁目～緑陵高校及び復路の緑陵高校～西8号線の運賃については均一運賃を下回るため210円とする。

⑤ 緑陵高校線（夕陽ヶ丘通経由）

- ・北見～夕陽ヶ丘7号線（現行均一運賃エリア）
- ・北見～夕陽ヶ丘9号線まで均一運賃エリアを変更
- ・北見～夕陽ヶ丘9号線 現行230円
変更210円
- ・夕陽ヶ丘7号線～緑陵高校及び復路の緑陵高校～夕陽ヶ丘7号の運賃については均一運賃を下回るため210円とする。

平成28年12月1日 卸売団地線均一運賃路線図(案)

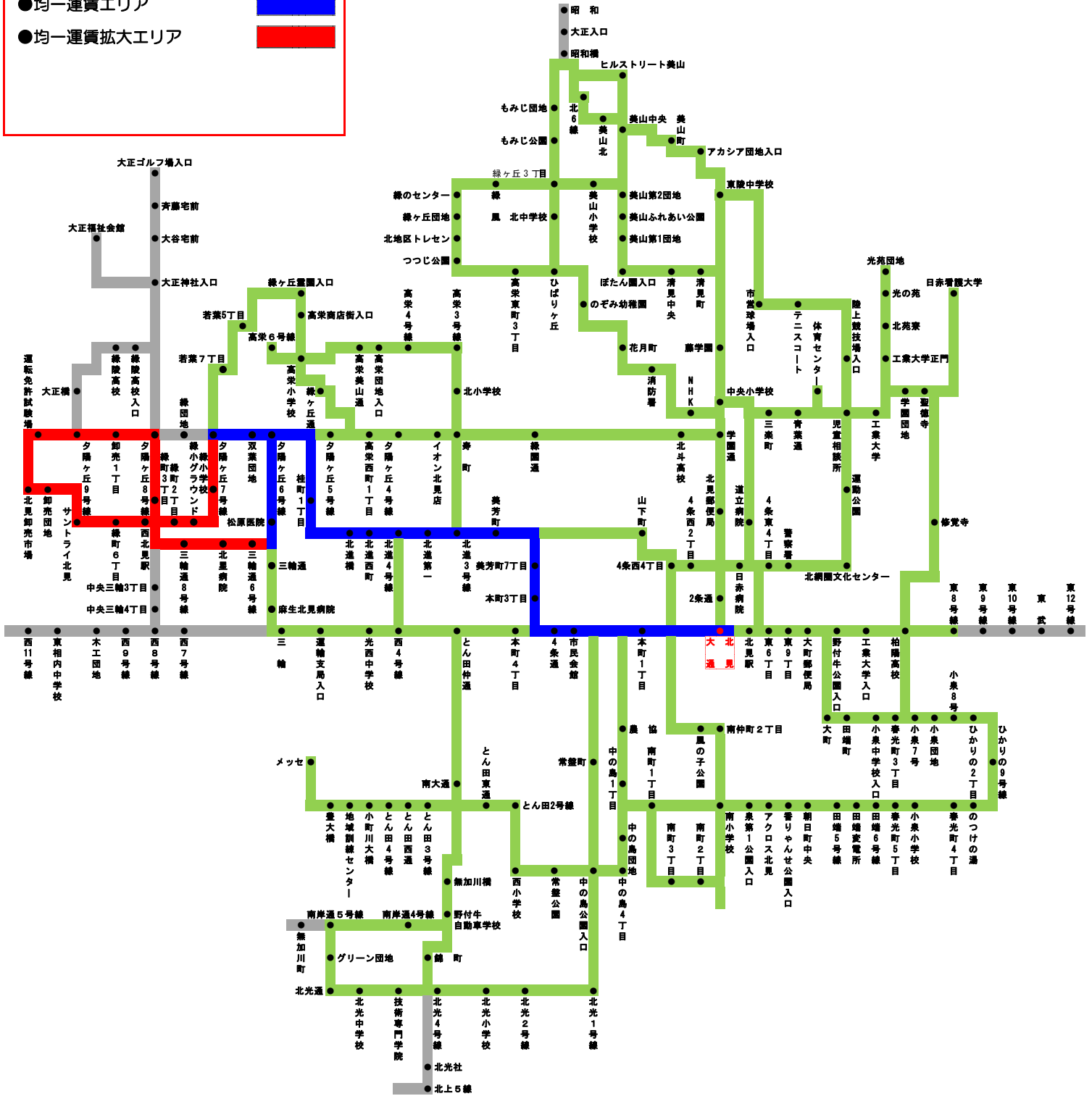
●210円均一運賃（市内線）

●対キロ区間運賃（郊外線）

卸売団地線

●均一運賃エリア

●均一運賃拡大エリア



平成28年12月1日 温根湯線・留辺蘂運動公園線均一運賃路線図(案)

●210円均一運賃（市内線）

●対キロ区間運賃（郊外線）

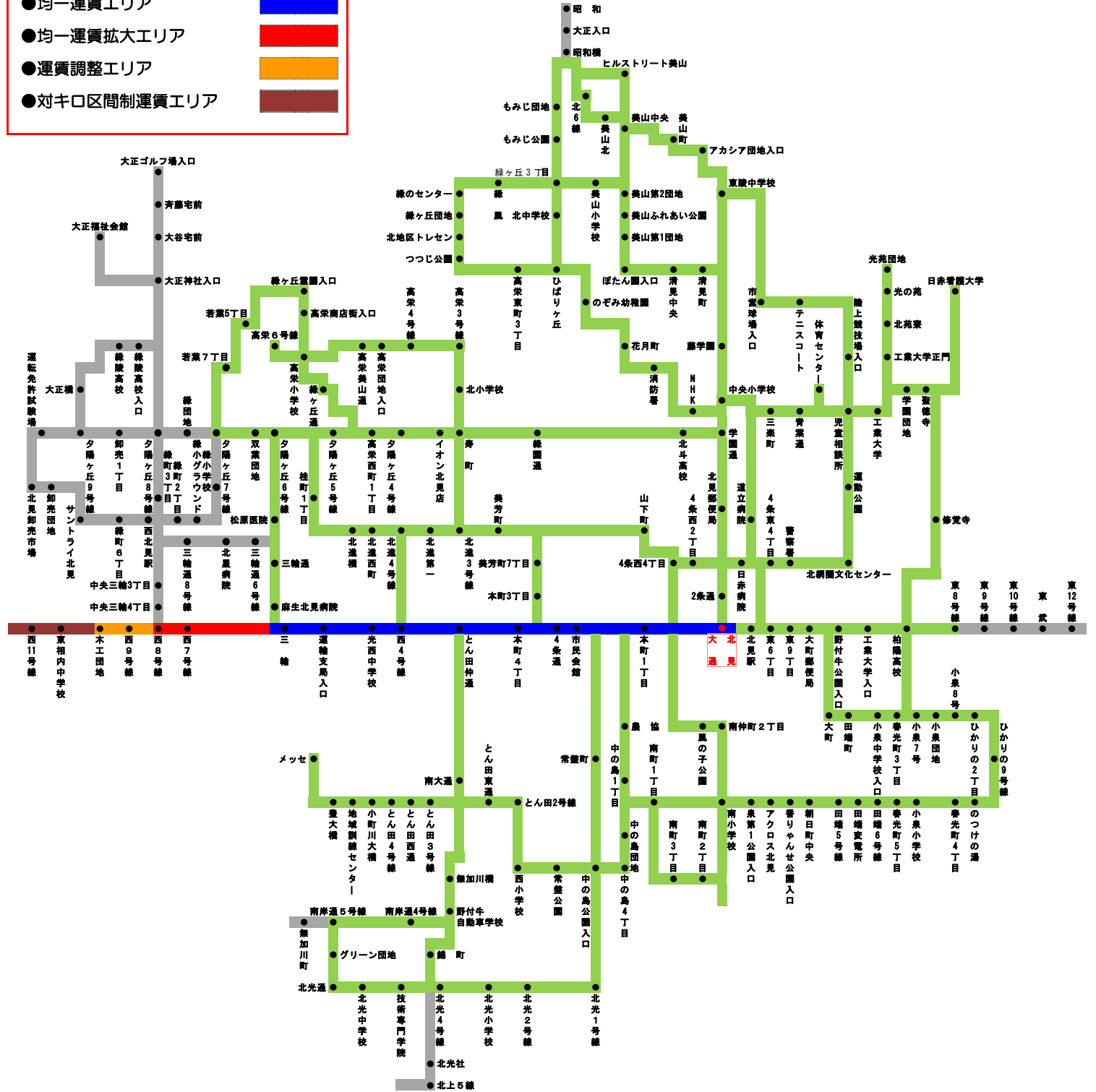
温根湯線・留辺蘂運動公園線

●均一運賃エリア

●均一運賃拡大エリア

●運賃調整エリア

●対キロ区間制運賃エリア



平成28年12月1日 大正線均一運賃路線図(案)

●210円均一運賃（市内線）

●対キロ区間運賃（郊外線）

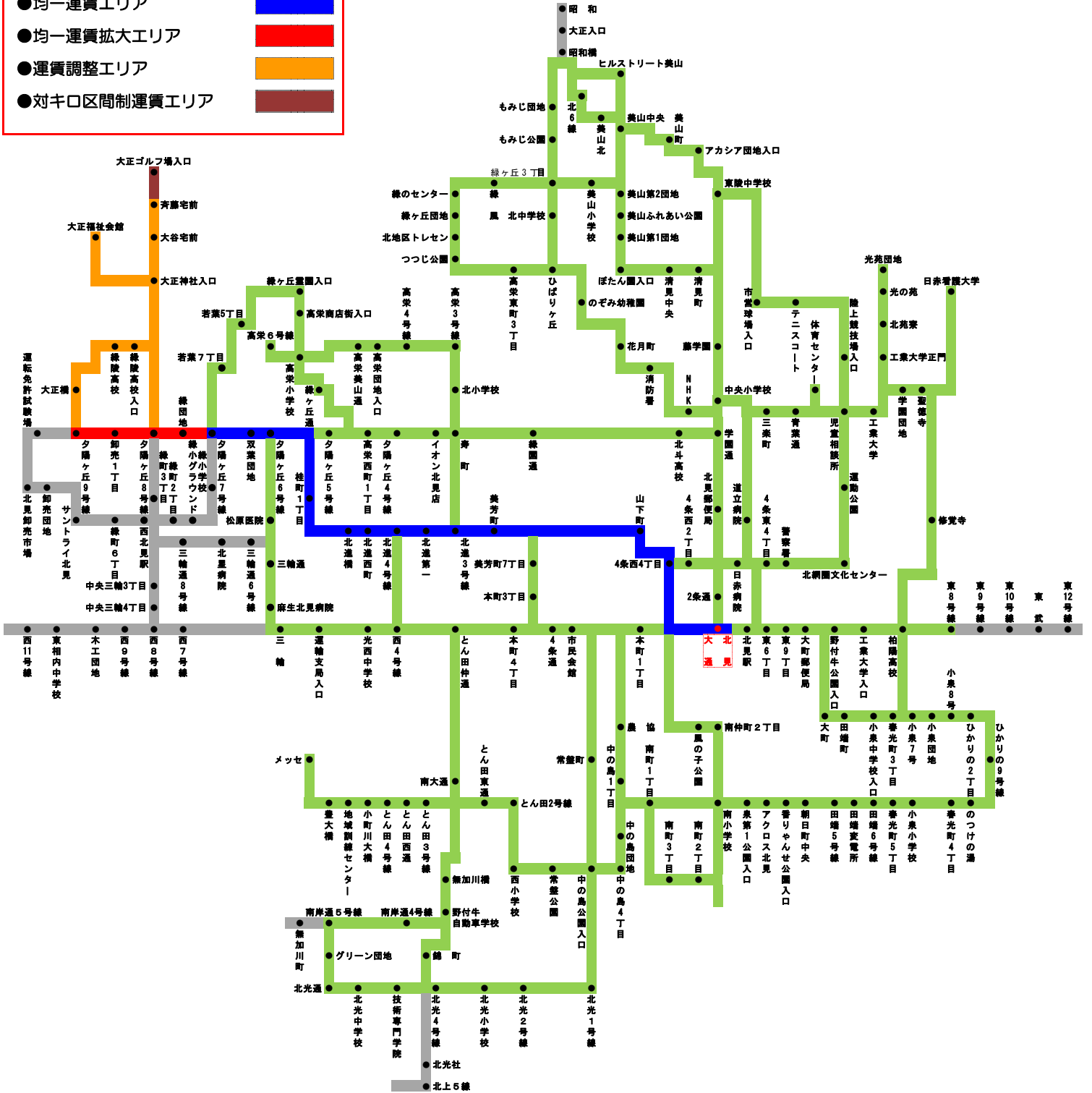
大正線

●均一運賃エリア

●均一運賃拡大エリア

●運賃調整エリア

●対キロ区間制運賃エリア



平成28年12月1日 緑陵高校線(三輪経由)均一運賃路線図(案)

●210円均一運賃(市内線)

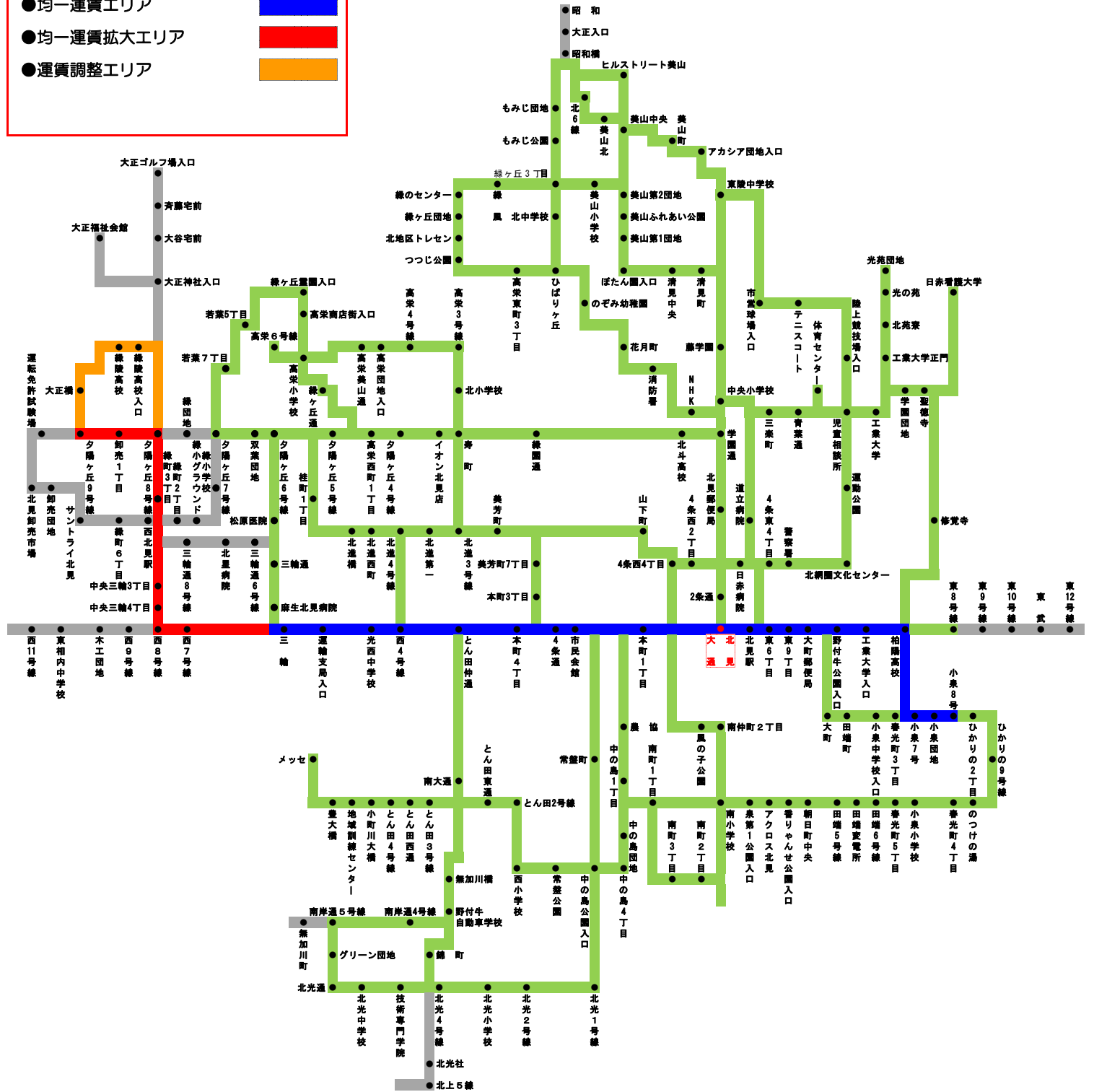
●対キロ区間運賃(郊外線)

緑陵高校線(三輪経由)

●均一運賃エリア

●均一運賃拡大エリア

●運賃調整エリア



平成28年12月1日 緑陵高校線(夕陽ヶ丘通経由)均一運賃路線図(案)

●210円均一運賃 (市内線)

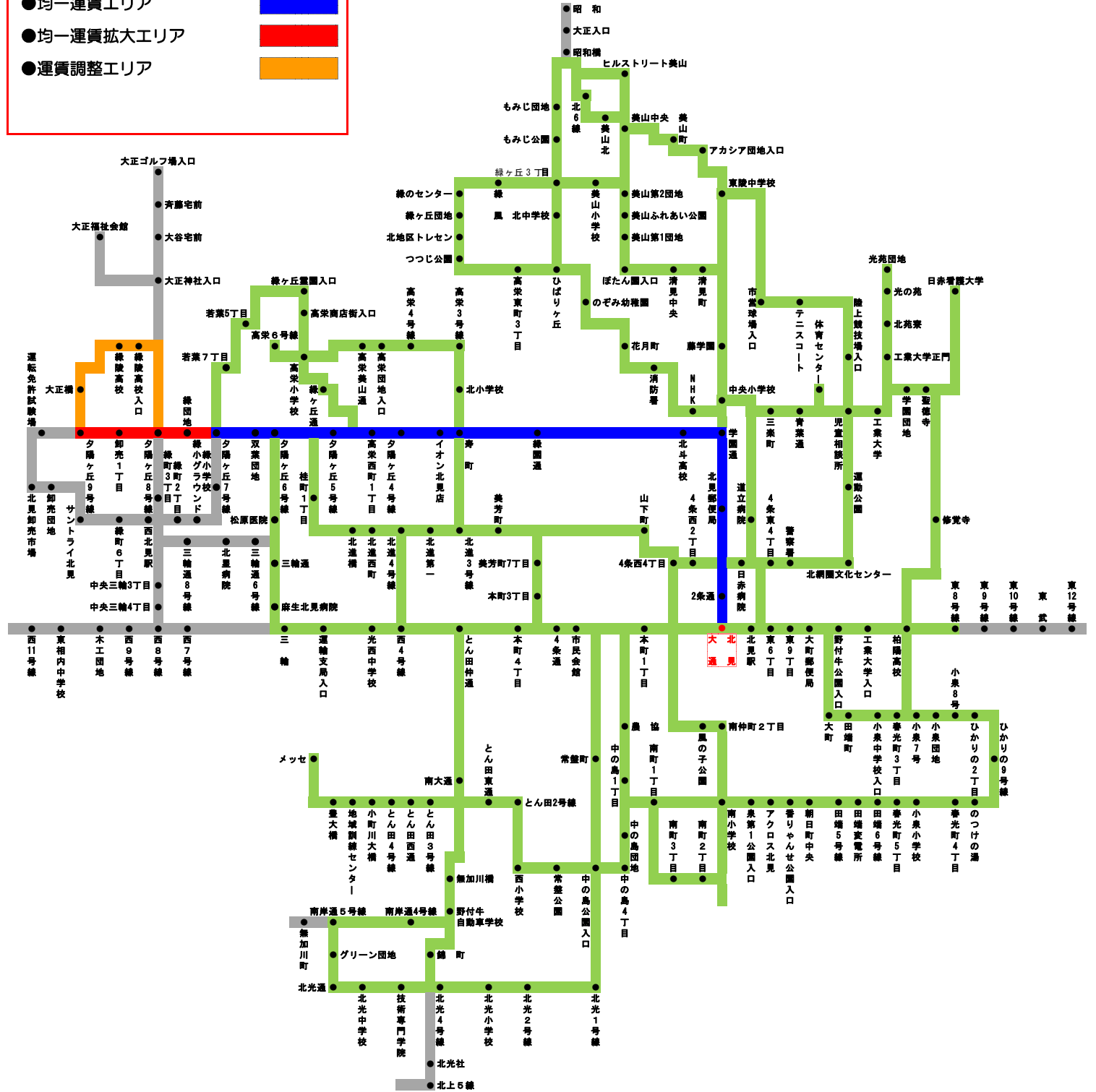
●対キロ区間運賃 (郊外線)

緑陵高校線 (夕陽ヶ丘通経由)

●均一運賃エリア

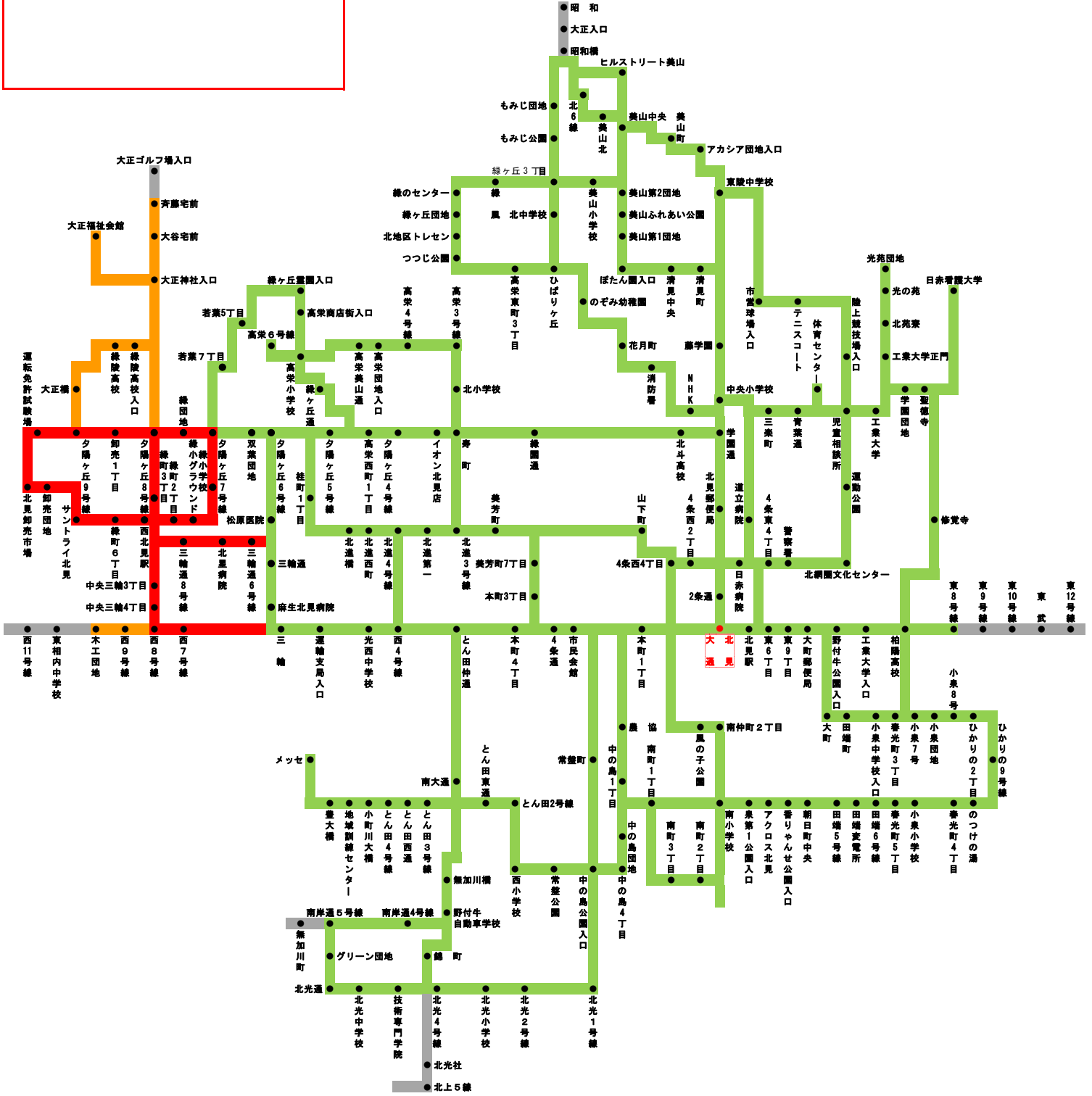
●均一運賃拡大エリア

●運賃調整エリア



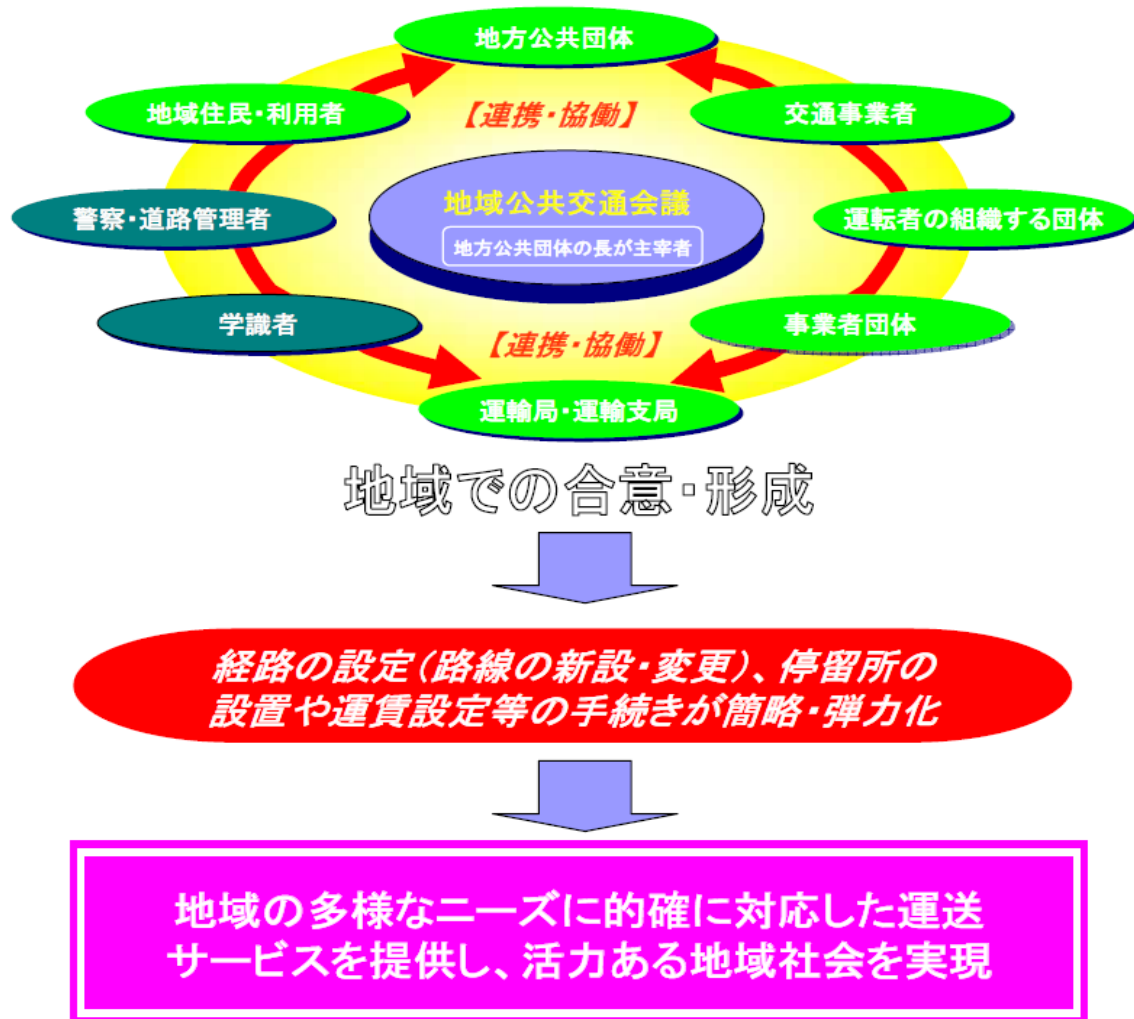
平成28年12月1日 北見市内全体均一運賃路線図(案)

- 210円均一運賃 (市内線)
- 対キョク区間運賃 (郊外線)
- (案)均一運賃拡大エリア
- (案)調整運賃エリア



○地域公共交通会議とは？

「地域公共交通会議」は、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じたバス運行の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられました。



○具体的に何を行うのですか？

地域公共交通会議では、地域の実情に応じた乗合運送の形態やサービス水準等について、具体的な協議を行っており、協議が整った内容を変更する場合においても協議を行っております。

また、持続可能な地域交通ネットワークを構築するうえで、必要に応じ、地域の交通計画を策定することもできます。

北見市では、平成22年度に設置し、これまで、市内バス路線「夕陽ヶ丘線」の運行や、北見市公共交通計画の策定、また、25年10月から本格運行を行った「川東・若松地域コミュニティバス」の運行、27年4月から郊外バス路線「厚和線」を休止し、温根湯－厚和間のスクールバスの住民利用の実証運行など様々な検討を行っております。